

鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究指導等への協力に関する協定書

国立大学法人鳥取大学（以下「甲」という。）と独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「乙」という。）は、甲の大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）教育の一層の充実と学生の資質の向上及び相互の研究交流を促進し、もって農林水産業に関する学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（客員教員）

1. 甲は、乙と協議し、乙の研究者を、甲の人事手続きに則して、連合農学研究科の非常勤の教員として任用するものとする。
2. 甲は、前項の教員に対し、客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。

（客員教員の義務等）

3. 客員教員は、甲が指定する学生の教育研究指導等を主として乙において行うものとする。
4. 甲は、客員教員には給与を支給しない。
5. 客員教員には、予算の範囲内で研究費が配分されるものとする。
6. 前項の経費の執行は、甲が行う。
7. 客員教員は、甲と乙が協議の上、甲の定めるところにより研究科委員会（管理・運営に関するものを除く。）の構成員となるものとする。

（学生の身分等）

8. 乙において教育研究指導等を受ける学生の身分は、教育研究研修生とする。
9. 乙において教育研究指導等を受ける学生の遵守事項は、乙の定めるところによる。

（研究成果の発表）

10. 学生が、乙において教育研究指導等を受けて得た研究成果の公表等に当たっては、あらかじめ甲と乙の承認を得るものとする。

（財産権の帰属）

11. 学生が、乙において教育研究指導等を受けて得た研究成果の帰属については、甲と乙の協議により決定するものとする。

（その他）

12. 乙は、乙において教育研究指導等を受ける学生が、乙に提出した誓約書記載の事項を遵守しない等、教育研究研修生として適当でない言動があると認めるときは、当該学生の教育研究研修生としての身分を取消することができるものとする。
13. 甲は、乙において教育研究指導等を受ける学生に対し、学生教育研究災害傷害保険に加入させるものとする。
14. 乙において、学生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について甲と乙が調査し、協議の上処理するものとする。

15. 客員教員が乙において、学生の教育研究指導等を行う場合の施設・設備の使用料及び光熱水料は無償とする。
16. この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。
17. この協定書は、平成19年4月1日から実施する。

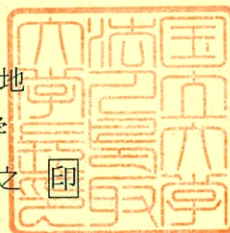
この協定書は、2通作成し、甲と乙で各1通を所持するものとする。

平成19年2月28日

(甲) 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地

国立大学法人 鳥取大学

学長 能勢隆之 印



(乙) 茨城県つくば市大わし1-1

独立行政法人 国際農林水産業研究センター

理事長 稲永 忍 印

